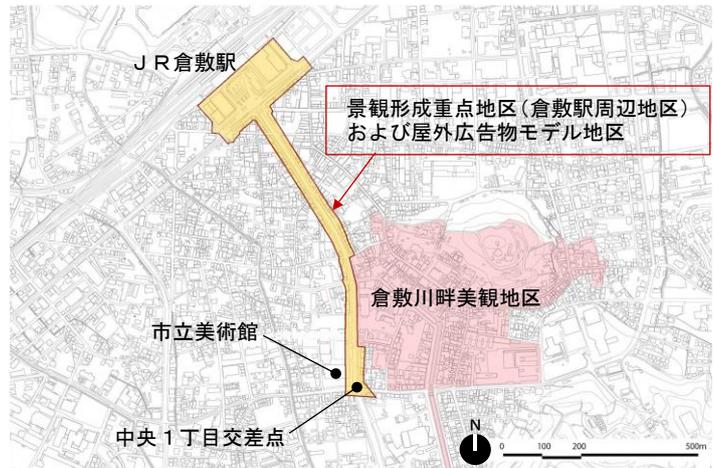


景観形成重点地区の改修支援制度のご案内

～景観形成重点地区景観向上推進事業～

本市では、令和3年4月1日に改定した「倉敷市景観計画(2021)」により、JR倉敷駅と美観地区を結ぶ倉敷中央通り沿いを「景観形成重点地区(倉敷駅周辺地区)」に指定し、倉敷市の広域的な玄関口にふさわしい風格ある景観形成を図るため、この地区内の景観形成基準等を定めました。

この指定以前に、現存している建築物や屋外広告物等で、この地区の新しい基準に適合させるための改修費等について、助成を行います。



景観形成重点地区の対象範囲

(※詳細範囲は「倉敷市統合型GIS」による。)

1 支援制度の対象物

支援制度の対象となるものは、令和3年4月1日において、景観形成重点地区に係る敷地に現存する建築物、屋外広告物等(以下、対象物という。)であって、倉敷市景観計画(2021)による景観形成基準、眺望保全基準又はモデル地区掲出基準に適合しないものです。また、敷地内の工作物(柵・塀等)や外構・緑化等も対象となる場合があります。

2 支援制度の対象者

支援制度の対象者は、対象物の所有者又は占有者とし、次のいずれにも該当しない者です。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) その他、市長が不相当と認める者

3 支援制度の内容

補助金の交付は、1つの対象物につき1回限りですが、複数の各テナントが単独で改修する場合などは、ご相談ください。また、本市又は他の団体から補助金等を受ける場合、改修内容(範囲)が重複することはできません。

$$\text{対象事業経費(税抜)} \times \text{補助率} = \text{補助金額} \leq \text{補助限度額}$$

(※補助金額は1,000円未満の端数は切捨とします。)

支援期間	補助率	補助限度額
令和3年4月1日～令和6年3月31日 (3年間)	3分の2	200万円
令和6年4月1日～令和8年3月31日 (2年間)	2分の1	150万円

※予算内での支援となりますので、年度途中でも支援制度が終了する場合があります。

4 支援対象となる改修の例

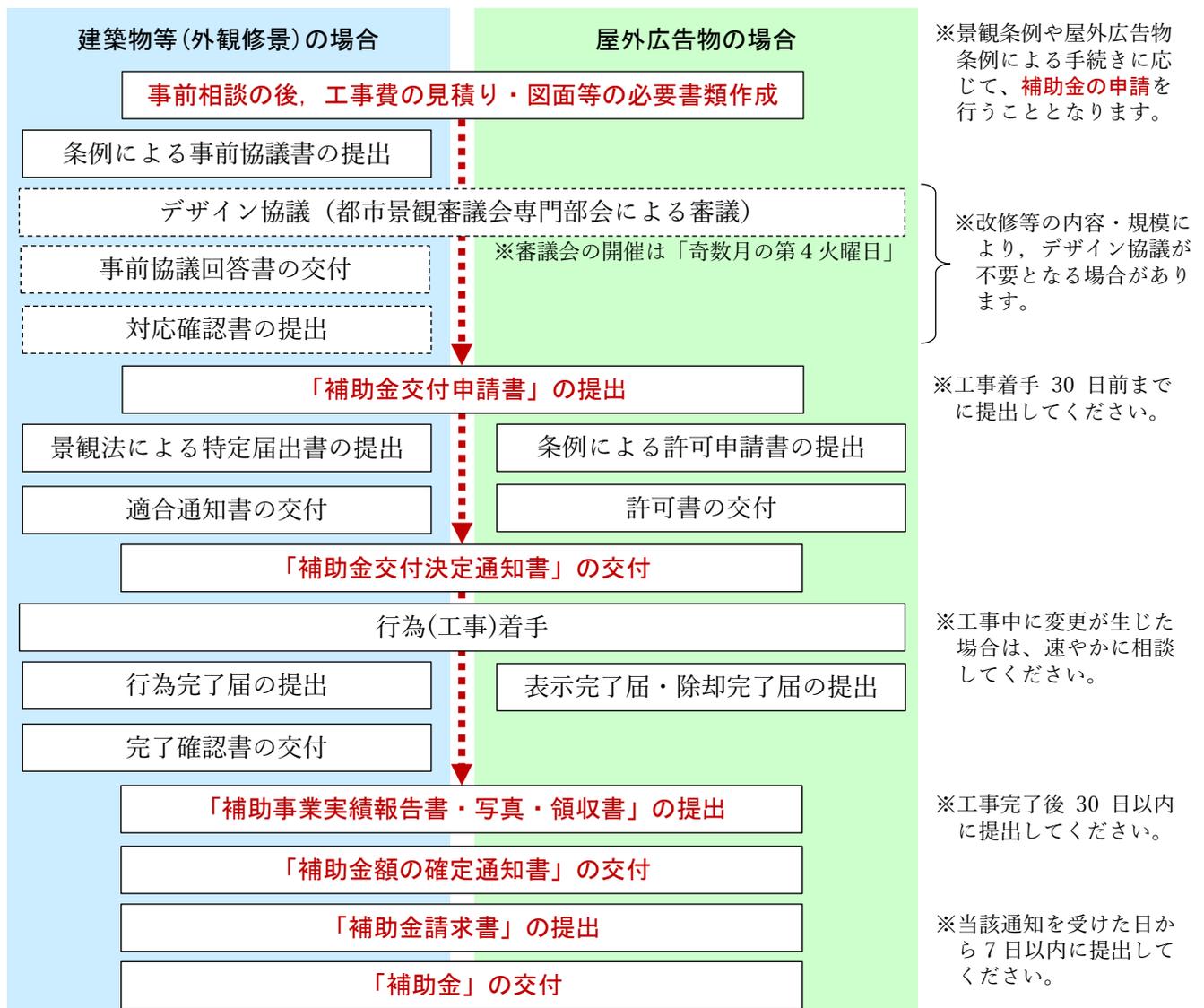
屋外広告物の場合

- ・屋上広告物や壁面の高さ基準を超える屋外広告物の「除却」
- ・上記の除却に伴う、代替えとなる屋外広告物の「新設」
- ・色彩基準に適合するための「変更」

建築物等(外観修景)の場合

- ・建物の屋上や敷地内にある付帯設備（受水槽・受電盤など）の目隠し設置
- ・素材・材料・色彩に配慮した外壁や屋根の改修
- ・低層部(1～2階程度)の賑わい創出（オープンスペース・ショーウィンドウ等への改修など）
- ・外構の植栽、建築物の緑化(壁面緑化・屋上緑化)
- ・落ち着いた夜の夜間の演出照明

5 支援制度の手続き



■問合せ先■ **倉敷市 建設局 都市計画部 都市計画課 都市景観室** 【R5.4.1】
 〒710-8565 倉敷市西中新田6 4 0 番地 TEL: 086-426-3494 FAX: 086-421-1600
 e-mail: keikan@city.kurashiki.okayama.jp HP: https://www.city.kurashiki.okayama.jp/keikan